福島県PTA連合会規約

- 第1条 本会は、福島県PTA連合会と称し、事務所を会長の指定するところにおく。
- 第2条 本会は、福島県内各郡市連合PTAをもって組織する。また、本会はその目的を同じくする公益社団法人日本PTA全国協議会ならびに東北ブロックPTA協議会へ加入する。
- 第3条 本会は、福島県内各郡市PTAの連絡を密にし、県内教育の刷新向上に寄与することを目的と する。
- 第4条 本会は、前条の目的を達するため、下記の事業を行う。
 - 1. 各郡市連合PTAの連絡提携と活動促進に関すること。
 - 2. 児童生徒の福祉の増進および教育的環境の整備に関すること。
 - 3. 教育関係団体、機関へ対する連絡提携および意見の具申に関すること。
 - 4. その他、目的達成に必要なこと。
- 第5条 本会は、下記の方針によって活動する。
 - 1. 教育を本旨とする自主独立の民主団体として活動する。
 - 2. 一党一派に偏することなく、相互の連絡、研究調査、協議会など本会本来の事業を行う。
 - 3. 国および地方公共団体の適正なる予算の充実を期するため努力する。
 - 4. 青少年の福祉のため、関係社会団体および機関と協力し活動する。
 - 5. 県下の教育振興についての意見を具申し、参考資料を提供し、教育理想の実現に努力する。
- 第6条 本会に下記の役職員をおく。

会 長 1名

副 会 長 6名(県北・県中南・会津・浜より各1名、教師2名)とする。ただし、本会 運営上必要と認められる場合は、増員することができる。

理 事 各郡市連合PTA代表、アブロック代表事務局長、研修委員代表4名(福島市

・郡山市・会津若松市・いわき市より各1名)。ただし、会長選出の郡市連合P TAにあっては、1名理事を選出することができる。

研修委員代表は、本会運営上必要と認められる場合は、若干名増員することができる。(福島市を除く県北・郡山市を除く県中南・会津若松市を除く会津・いわき市を除く浜より若干名)

評議員 各郡市連合PTA2名とし、理事および事務局長があたる。

常置委員 会長および事務局長を除く全理事、事務局員若干名

監事3名

事務局長 1名

事務局員 若干名

- 第7条 本会の役職員は下記により選出し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 1 会長、副会長、監事、および研修委員代表は、評議員会において選出する。ただし、監事は、 評議員や理事など、本会の他の役職を兼ねることはできない。
 - 2 評議員は、各郡市連合PTAにおいて選出する。
 - 3 常置委員は理事および事務局員をあて、会長がこれを委嘱する。

- 4 事務局長、事務局員は会長が委嘱する。
- 第8条 役職員の任務は下記のとおりとする。
 - 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 2 副会長は会長をたすけ、会長事故あるときはこれを代理する。
 - 3 理事は理事会を構成し、会務の執行にあたる。
 - 4 評議員は評議員会を構成し、本会の重要事項の審議にあたる。
 - 5 常置委員は所属委員会の重要事項の審議にあたる。
 - 6 監事は、本会の業務及び会計の監査にあたる。評議員会に出席して報告、意見を述べる。ただし、議決に加わることはできない。
 - 7 事務局長、および事務局員は会長の指示により事務を行う。
- 第9条 本会の会議は、評議員会および理事会・常置委員会・役員会・正副会長会・事務局会とする。
 - 1 評議委員会は年1回以上開き、事業・予算・決算の審議、規約の改正、その他重要事項の審議にあたる。
 - 2 理事会は、会の運営執行ほか、予算の更正その他緊急を要する事項についての審議にあたる。
 - 3 常置委員会は、年2回その他必要に応じ会長の承認を得て開催し、担当事業の運営にあたる。
 - 4 役員会は、会長・副会長・県事務局員をもって構成し、会の基本運営事項および緊急を要する事項の審議にあたる。
 - 5 正副会長会は、会長・副会長をもって構成し、会の基本運営事項および緊急を要する事項の 審議にあたる。
- 第10条 各単位PTA会員の参加による研究大会は年1回開き、その方法は評議員会において決める。
- 第11条 本会の経費は、会費・補助金および寄付金をもってあてる。
- 第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第13条 本会は、必要によって、理事会において細則をつくることができる。
- 第14条 本会に顧問をおくことができる。
 - 1 顧問は、理事会の承認を経て、会長が推薦する。
 - 2 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第15条 本会に次の簿冊を備える。

役員名簿、会誌、会計簿、備品台帳、その他

付 則

- 本規約は、昭和49年6月3日より施行する。
- 〇 本規約は、昭和52年6月3日一部改正する。
- 本規約は、昭和54年6月6日一部改正する。
- 本規約は、昭和60年6月3日一部改正する。
- 本規約は、昭和61年6月4日一部改正する。
- 本規約は、平成2年6月4日一部改正する。

- 本規約は、平成10年2月27日一部改正する。
- 本規約は、平成21年2月25日一部改正する。
- 本規約は、平成26年6月6日一部改正する。
- 本規約は、平成29年2月20日一部改正する。
- 本規約は、平成30年2月19日一部改正する。
- 本規約は、令和2年2月18日一部改正する。
- 本規約は、令和3年6月4日一部改正する。
- 本規約は、令和4年6月3日一部改正する。

常置委員会細則

- 第1条 本会は、所掌事項について調査研究立案し、理事会に提案するほか、この会の主催する各種の 事業の立案及び運営に協力する。
- 第2条 本会の構成を次の5部門とし、必要に応じ理事会の決議を得て、他の委員会を置くことができる。
 - 1. 総 務 委 員 会 組織編成、事業企画、予算、表彰、陳情、他
 - 2. 研修委員会 県·東北·日本P研究大会、指導者講習会、各種研修会、母親研修会
 - 3. 調查広報委員会 各種調查、広報、他
 - 4. 健全育成委員会 非行防止、校外事故防止、優良図書推薦、俗悪テレビ・自動販売機の調査
 - 5. 安全互助委員会 事業企画運営、加入促進、事故防止啓発、他
- 第3条 本会の委員は、福島県PTA連合会の理事及び事務局員をあて、会長がこれを委嘱する。 任期は1年とする。
- 第4条 各委員会の委員長、副委員長は、互選により選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第5条 本細則は、昭和54年6月6日より実施する。

福島県PTA連合会表彰規程

(表彰の目的)

第1条 本規程は、PTAの振興発展に貢献し、その功績顕著なる者を表彰し、もって教育の向上と文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(表彰の範囲)

- 第2条 被表彰者は個人または団体とする。
- 第3条 PTAの使命遂行に尽くし、その他表彰に値すると認める業績または行為のあった者とする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与し、または感謝状を贈呈して行う。ただし、記念品の贈呈またはその他 特別の待遇をすることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は大会において行う。ただし、事情により臨時にこれを行うことができる。

(表彰の手続き)

第6条 表彰の手続きは、各協議会並びに本会の機関より提出された申請書・内申書により選考委員会 において選考の上、決定する。申請書・内申書の様式は別にこれを定める。

(内申書の提出期日)

- 第7条 毎年6月末日までとする。ただし、第5条ただし書きの場合はこの限りではない。
- 第8条 選考委員会は、理事会の構成員または会長の必要と認めた者をもって組織する。

付 記

第9条 本規程は、昭和31年7月25日より実施する。

内 申 書 様 式

- 1. 個人表彰の場合は、次の事項を調査の上、記載する。
 - (1) 現住所、氏名、生年月日
 - (2) 経歴、賞罰
 - (3) 功労及び篤行顕著と認める事項
 - (4) その他参考となる事項
- 2. 団体についての表彰の場合は、次の事項を調査の上、記載する。
 - (1) 所在地、名称、会長名
 - (2) 設立年月日、会員数、組織及び沿革
 - (3) 運営の状況及びその業績
 - (4) 実績顕著と認める事項
 - (5) その他参考となる事項